

第百八十九回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 六 号

平成二十七年四月十四日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 奥野 信亮君
- 理事 安藤 裕君 井野 俊郎君
- 理事 伊藤 忠彦君 柴山 昌彦君
- 理事 盛山 正仁君 山尾志枝里君
- 理事 井出 庸生君 遠山 清彦君
- 大塚 拓君 門 博文君
- 菅家 一郎君 今野 智博君
- 辻 清人君 富樫 博之君
- 藤原 崇君 古田 圭一君
- 宮澤 博行君 宮路 拓馬君
- 築 和生君 山口 壯君
- 山下 貴司君 若狭 勝君
- 黒岩 宇洋君 階 猛君
- 鈴木 貴子君 柚木 道義君
- 重徳 和彦君 大口 善徳君
- 國重 徹君 清水 忠史君
- 畑野 君枝君 上西小百合君

- 法務大臣 上川 陽子君
- 法務副大臣 葉梨 康弘君
- 法務大臣政務官 大塚 拓君
- 法務委員会専門員 矢部 明宏君

四月十三日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)は本委員会に付託された。

四月十四日

厚木簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書(神奈川県厚木市議会(第一六三一号))

第一類第三号

法務委員会議録第六号

平成二十七年四月十四日

いわゆるヘイトスピーチ(憎悪表現)に反対し、根絶を求める意見書(高知県議会(第一六三二二号))

外国人技能実習制度の拡充を求める意見書(北海道森町議会(第一六三三三号))

外国人技能実習制度の充実を求める意見書(茨城県議会(第一六三四号))

釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書(北海道津別町議会(第一六三五号))

釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書(北海道大空町議会(第一六三六号))

警察・検察の取調べの全過程の可視化と捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書(奈良県大淀町議会(第一六三七号))

人種差別を扇動するヘイトスピーチの法整備を求める意見書(宮城県蔵王町議会(第一六三八号))

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める意見書(千葉県習志野市議会(第一六三九号))

人権の尊重を求める意見書(長野県茅野市議会(第一六四〇号))

人種や国籍等に係る差別をある表現行為の根絶に向けた対策を求める意見書(兵庫県議会(第一六四一号))

人種や国籍等に係る差別をある表現行為の根絶に向けた対策を求める意見書(神戸市議会(第一六四二号))

「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書(鳥取県湯梨浜町議会(第一六四三号))

取り調べの可視化実現を求める意見書(奈良県明日香村議会(第一六四四号))

東日本入国管理センターにおける医療体制の充

実化を求める意見書(茨城県牛久市議会(第一六四五号))

福井地方裁判所武生支部庁舎新築の実施を求める意見書(福井県鯖江市議会(第一六四六号))

福井地方裁判所武生支部の庁舎新築の実施を求める意見書(福井県越前市議会(第一六四七号))

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(北海道仁木町議会(第一六四八号))

ヘイトスピーチを含む人種差別撤廃を求める意見書(宮城県白石市議会(第一六四九号))

ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティへの差別を禁止する法整備を求める意見書(宮城県角田市議会(第一六五〇号))

ヘイトスピーチの法的規制を求める意見書(宮城県涌谷町議会(第一六五一号))

ヘイトスピーチ対策の強化を求める意見書(福島県議会(第一六五二号))

ヘイトスピーチに対する早急な対策を講ずるよう求める意見書(茨城県坂東市議会(第一六五三号))

「ヘイトスピーチ」対策に係る法整備を求める意見書(埼玉県久喜市議会(第一六五四号))

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(千葉県市川市議会(第一六五五号))

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(千葉県浦安市議会(第一六五六号))

ヘイトスピーチを根絶するための対策を求める意見書(神奈川県川崎市議会(第一六五七号))

ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書(新潟市議会(第一六五八号))

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(富山県議会(第一六五九号))

ヘイトスピーチに対する取り組みの充実強化を求める意見書(山梨県議会(第一六六〇号))

ヘイトスピーチ(差別扇動)被害に対する意見書(京都府議会(第一六六一号))

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(奈良県大和高田市議会(第一六六二号))

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(和歌山県議会(第一六六三号))

ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を含む対策の強化を求める意見書(広島県議会(第一六六四号))

ヘイトスピーチ対策を求める意見書(福岡県北九州市議会(第一六六五号))

ヘイトスピーチの根絶のための早急な対策を求める意見書(福岡市議会(第一六六六号))

ヘイトスピーチの根絶に向けた対策を求める意見書(佐賀県議会(第一六六七号))

ヘイトスピーチ対策について強化策を求める意見書(熊本県議会(第一六六八号))

法整備を含むヘイトスピーチ対策の強化を求める意見書(大阪府枚方市議会(第一六六九号))

法曹人口政策の早期見直しを求める意見書(富山県議会(第一六七〇号))

法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書(三重県議会(第一六七一号))

法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書(神戸市議会(第一六七二号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内

閣提出第二号)

本日は、これにて散会いたします。
午前九時三十二分散会

○奥野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。上川法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○上川国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものでありまして、以下、その要点を申し上げます。

第一点は、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を三十二人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十六人減少しようとするものであります。これは、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理等を図るため、裁判所書記官等を四十人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、技能労務職員等を七十六人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十六人減少しようとするものであります。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○奥野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、九二二人」を「一、九五三人」に改める。

第二条中「二万九百九十人」を「二万九百五十四人」に改める。

附則

この法律は、平成二十七年四月一日又はこの法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。